

広島県告示第五百九十七号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があつた。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

1 養成施設の名称

県立広島大学生物資源科学部生命環境学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース

2 所在地

広島県庄原市七塚町五千五百六十二

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称の変更

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
県立広島大学生命環境学部生命科学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース 県立広島大学生命環境学部環境科学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース	県立広島大学生物資源科学部生命環境学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース

三 変更年月日

令和二年四月一日